

# 令和6年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年8月22日（木）  
高松サポート合同庁舎  
7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 東、春日川、高塚  
労働者代表委員 立石、土田、中村、廣瀬、三屋  
使用者代表委員 井出、白石、棚次、檜垣

議題（1）香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

（2）その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第6回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本審議会は、参集とオンラインの同時開催となっております。

本日は、柴田委員、籠池委員、奥田委員が欠席されておりますが、10名の委員にご参集いただくとともに2名の委員にオンラインでご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

オンライン出席の皆様聴こえてますでしょうか。

ありがとうございます。

なお、本日は、傍聴人として1名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、  
資料No.1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）  
資料No.2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）  
でございます。不足等はありませんでしょうか。

本日は、柴田会長が欠席ですので東会長代理に、議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○東会長代理

会長代理の東でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（1）の「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

事務局より説明をお願いします。

#### ○賃金室長

皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月2日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、5回の本審及び5回の専門部会での審議を経て、本年8月6日の第5回専門部会において全会一致で結審し、労働局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容に対しまして、最低賃金法第11条第2項及び第12条に基づく異議の申出がありましたので、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなりました。

異議申出の内容につきましては、お手元の資料No.2のとおりでございます。

この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

【労働局長から、諮問文を会長代理へ手交】

○東会長代理

それでは、事務局から諮問文の写しを確認してもらい、読み上げてください。

【各委員へ諮問文（写）を配付し、同文書をオンライン共有】

○賃金指導官

それでは、諮問文を読み上げます。

本文中の別添につきましては、資料No.2のとおりですので、読み上げは割愛させていただきます。

香労発基 0822 第1号

令和6年8月22日

香川地方最低賃金審議会 会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項及び第12条に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上になります。

○東会長代理

ありがとうございました。

香川労働局長からの諮問を受けることにいたします。

それでは、ただ今から審議に入ります。

初めに、事務局より、異議申出の内容について説明をお願いします。

○賃金室長

異議申出の概要について説明します。

申出内容といたしましては、

時間額単独方式になった 2002 年度以降で最高の引き上げ額プラス 52 円を示したことは、一定の評価はするものの、エネルギー・食品を中心とした生活必需品の急激な物価高騰に対応した金額とは到底言えない。

改定答申額は、最高額地域との格差を 2 円しか縮めないものであり、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは到底思えず、次の 3 点の異議を申し出る。

審議会へ申し出る異議内容として、

1 つ目は、「なぜ、香川地方最低賃金の改定額は 970 円で決定されたのか」

今年の意見書において、昨年までの香川地方最低賃金が急激な物価高騰に追いついておらず、香川県消費者物価指数から試算しプラス 100 円の引き上げを求めた。それに対して審議会から出された答申額はプラス 52 円の 970 円という消費者物価の高騰にも追いつかない額である。プラス 52 円の 970 円とした理由は何か。その理由が答えられないのであれば再度、改定額の審議をやり直し、明確な理由を示して欲しい。

2 つ目は、「地域間格差を縮める考慮はされたのか」

最賃改定額が最高額の東京と香川では昨年より 2 円縮まったものの時間当り 193 円の格差があり、月平均で 173.8 時間働いても香川は東京より約 33,540 円も低い労働対価しか得られない。

賃金の低い地域から高い地域へ労働者・労働力の流出は続いており、このままでは少子高齢化・過疎化が進行し、地方の活力は著しく疲弊する。

今までのような地域ランク別に改定を目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できない。

最高額との格差を縮める観点での審議が行われたのか聞かせて

欲しい。

3つ目は、「政府や厚生労働省に対する要望の再検討を」

香川県最低賃金の改正決定について(答申)の中に、付帯要望が示されたが、香川地方の最低賃金と経済の活性化に結びつく、具体的な改善意見や要望は入っていない。

付帯要望については、香川の最低賃金と経済の活性化が結びつく具体的な改善意見や要望を再検討し、政府や厚生労働省に対する審議会委員の総意として付帯要望を再度答申して欲しい。

以上でございます。

#### ○東会長代理

ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただきましたが、申出者から意見陳述をしたいとの要望をいただいております、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについてお諮りしたいと思います。

申出者から、意見陳述をしていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、意見陳述を認めますので、陳述者は所属及び氏名を述べた後、10分以内で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

#### ○香川県労連藤沢事務局長

陳述の許可ありがとうございます。

香川県労働組合総連合の事務局長をやっております藤沢と申します。議長の十河に代わりまして意見を陳述させていただきます。

お手元にも書いておるものがお配りされておりますが、意見陳述書を13日の午前中に出したもので現実には、答申書が少し13日の午後から訂正されてホームページに公開されたのが14日の朝しか分からなかったという状況もありますので、ちょっと書いた中身が変わっておりますが、その辺を考慮して話をさせていただきたいと思っております。

8月6日の第5回審議会において、全会一致で決定することができたとの説明だけで、改定額を970円とする答申だけが報告されました。しかし、専門部会や審議会でどのような審議が行われて970円とする答申額に全会一致で改めることができたのかなどの説明は一切行われませんでした。ところが、他の最賃審議会の行われている地域ですね。全国で行われていますが、例えばお隣の愛媛地方の最低賃金審議会では会長の方からこれまでの審議会や専門部会の審議を要約されて、物価上昇が長きに渡っている中で、

1 三要素の中で労働者の生計費を重視した賃金引き上げが必要。

2点として、春闘における賃上げ交渉の妥結状況を踏まえた最賃の引き上げが必要。

3点目として、最賃の地域間格差の縮小も必要と言われて、その最後に、愛媛は昨年度DランクからBランクになったが、現行の最賃額897円はCランクの他県を下回る水準にあると。Bランクの愛媛県としてはそのような状況を考えた上での引き上げも考慮したということがきちっと説明されました。それに比べて香川県の全会一致で決定できただけではあまりにもひどいというような感じがいたします。まあ、問題点をいろいろつらつら書いておりますが、そここのところは飛ばさせてもらいまして、今年の最低賃金額の答申については、エネルギー、食品を抽出した生活必需品の急激な物価高騰に対して対応した金額とは到底言えません。

また、今年の香川地方の最低賃金答申額は最高額地域との格差を2円しか縮めないものであり、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは到底言えないと思います。

よって、最低賃金審議会に対して以下の3点の意見、異議を申し出ていますので、ぜひとも再審議をしていただきたいと思います。

まず1点目で、なぜ香川地方最低賃金の改正答申額が970円で決定されたのか、そういうことについてきちっとこの場でお聞かせ願いたいというふうに思います。はっきり言いまして、決められた中

身がどういうふうになって決められたのか、ということが示されな  
いで異議を書けということ自体が間違っていると思いますよね。で  
もそれが法律でも決められて施行制度でも決められていることで  
す。それが守られない審議会っていうのははっきり言って公開の審  
議会とは全然言えないと思います。ぜひとも今回 970 円で決められ  
た理由を示していただきたいと思います。それが来年度の意見書に  
も反映される状況になってきますので、是非ともお願いしたいと思  
います。

次に地域間格差を縮める考慮はされたのかということですね。  
970 円という額は出ていますが、最高額の東京に比べて 193 円の格  
差となり、昨年より 2 円縮まっただけにしかなくなっていません。また  
大きな格差が存在しています。もうすでに昨日 21 日現在で 46 県が  
答申案の額を示されております。そんな中で 2 円しか縮められない  
のでほんとにいいのかということですね。中央審議会の方からのビ  
デオメッセージで、地方最賃審議会においては実態を考慮しつつ、  
地域間格差を縮小する観点で議論を願いたいということがはっきり  
と言われておりました。そのことが本当にやられたのかというこ  
とをもう一度お話し願いたいと思います。すでに答申案が提示され  
た 46 地方については、B ランクで 9 円も縮める地方もあります。  
C ランクでも 7 円を縮める地方が出てきています。その中で香川県  
が 2 円だけ縮めるので本当にいいのかということをもう一度考慮  
いただき、その審議が行われたのかについても是非ともお聞かせ願  
いたいなと考えております。また、政府や厚生労働省に対する要望  
の答申書を答申案に対してもう少し細かな具体的な議論をしてい  
ただきたいなというふうに思います。香川地方の最低賃金の経済と  
活性化を結びつくような具体的な改善意見や要望を再検討してい  
ただきたいなというふうに思います。

例えば徳島県では、徳島県知事から徳島県の審議会への意見書も  
出ております。そういった中でこういったことにも注意して配慮し  
てほしいということが言われております。たまたま香川県は何もし

てもらえてもありませんが、そういうことを考慮したということ  
を考慮するということが、やっぱり四国地域の各県にも言えること  
ではないかなと思いますので、是非ともそういった点も考慮して  
いただきたいなと思います。

以上、審議会については3点の要望となりますが、審議会とい  
よりは香川労働局に対してなんです、専門部会とか審議会の中身  
について異議内容を含めて、傍聴を可能にしていきたいという  
ことです。もう書いておるので読んでいただいたと思いますが、審  
議会とか専門部会の運営規則でも、かなりは原則として公開にな  
っております。また、但し書きで、傍聴者の発言は認められており  
ませんし、最低賃金法で認められた意見や異議を申し出る以外には  
意思決定に影響を与えるようなことを発言することも、また、そ  
ういった行為もできる状況にはありません。ましてや個人情報  
の保護に支障を及ぼしたり、権利利益を不当に侵害されたり、  
会議の秩序を維持できない場合は傍聴人に退室を命ずることも  
できます。このように、審議会専門部会を公開しない理由とい  
うのはすでに成り立っていないと思われ、労働局から運営方法  
も案を提示するのであれば、原則公開とした案を提示するべき  
ではないでしょうか。また、審議会専門部会の会長については、  
専門部会の審議及び運営に関し、全面公開の原則に従い、必  
要な事項のみ定めていただきたいと思っております。

審議会専門部会の議事録は異議申出期限の前に公開していただ  
きたいというのが2点目の要望です。

理由は1つ目に実質的な審議内容を聞くことができず、2点目  
に議事録も要旨も公開されず、3点目にホームページへの議事  
録、議事要旨の掲載も異議申出期限を何ヶ月も過ぎてからとい  
うのが今の状況です。一般国民に対して非公開にしている状況  
であり、密室審議と言われても仕方のない状況と言えます。  
専門部会の審議が全面公開となっておらず、最低賃金改定額  
に改定する決定理由なども審議会では一切話されない状況に  
あって、異議申出の提出期限

を設けるのであれば、提出期限より前に審議会専門部会の議事録、議事要旨を一般公開するべきではないでしょうか。それが本来のやり方だというふうに私たちは思います。是非とも改善を要望いたします。

以上で異議を申し立てます。ありがとうございました。

#### ○東会長代理

それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しや、ただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まずご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。労側から願いたします。

#### ○立石委員

それでは労働者を代表する委員として一言述べさせていただきます。

私たちは金額審議に当たりまして、7月31日に開催した第3回本審において、中央最低賃金審議会より、目安の額、各ランクで50円が伝達されました。示された目安額は過去最高額であり、春季生活闘争の成果を組織の労働者へ波及させ、社会全体の賃金底上げにつながり得る点は評価をしております。今もなお消費者物価が上昇を続ける中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では十分とは言えません。時給額970円、プラス52円は公労使で真摯な議論を尽くした結果であります。この誰もが時給1000円ということを私たちは早期達成に向けて前進をしていると、私も考えておりますということで、この議論においてはですね、労働者は歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げる重要性であると考えています。

2点目はですね。消費者物価が高水準で推移し、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしが極めて苦しい状況であるとも考えております。

3点目として、香川県内の労働力の流出と事業継続困難の一因となっている地域間格差の是正の必要性、こういったところを強く主張してまいりました。

また、今回より連合が目指す中期目標を提示し、国際基準からも一般労働者の賃金の中央値になります6割水準を最低賃金の着実な引き上げを継続する必要があるということも添えて今回挑んだということでございます。その結果、労働者側の主張は一定程度受け入れられ、連合が目指す通過点としている誰もが時給1000円早期達成に向けて前進を図る一步となったと考えております。

次に、地域間額差の改善に向けた金額審議でありますけれども、私たちは物価、賃金、雇用などのデータに基づき、Aランク都市圏ですけれども、こういったところ、そして瀬戸内四国近隣県との額差の縮小につながる時間額を示すべきであることを金額審議の最後までこだわりました。2025年度金額審議において、額差の改善に向けた前向きな議論が行われるよう、引き続きこれについても強く要望を続けていきたいと思っております。

最後になりますけれども、私たちは公労使による議論を尽くした結果として、香川県の最低賃金額時給970円を真摯に受け止めております。

以上、異議審にあたり労側より申し述べさせていただきました。

#### ○東会長代理

ありがとうございます。続きまして使用者側お願いします。

#### ○白石委員

使用者側の委員を代表して白石から意見を述べさせていただきます。

異議の申出書にあります物価上昇分の補填や賃金の地域間格差の是正については、賃金の社会性という観点からでもですね、理解できる点もあります。また昨今は、会社が従業員を選ぶという時代か

ら、従業員が会社を選ぶ時代になっていると言われ、人への投資という観点からも労働条件を改善していくことは必要と認識しております。

さて、企業経営者の責務とは何かと考えるに、まず売り上げを伸ばす、業績を上げる、それらを安定的継続的に確保する、倒産させない、雇用を確保する、労働者を守る、安定的にステークホルダーに成果を配分するといったことが挙げられます。こうした視点から審議会では意見を述べさせていただきました。

現在、経営を取り巻く環境としましては、新型コロナウイルス禍からの回復傾向にはありますものの、長引くウクライナや中東での紛争、また中国をはじめとする世界経済の減速などによる景気の下振れリスクが懸念されております。さらにはエネルギー価格や原材料費の高騰、それから労務費などのコストの上昇に価格転嫁が追いついていない、苦戦している企業も多くあります。こうした状況について様々な客観的なデータを提示して丁寧に説明してきたところであります。

事業者としましては、先ほど述べた責務から労働生産性の向上に取り組む、業績や利益を上げる努力はしておりますが、大幅な最低賃金引き上げによる人件費負担の増大が、特に人件費率の高い労働集約型の中小・小規模事業者の経営を圧迫して事業の成長や雇用の維持にマイナスの影響が生じることを懸念しております。

審議の際には最低賃金の引き上げと雇用維持とは相反しない。大幅な引き上げでも企業倒産への因果関係があるとは認めにくいとの意見もありました。帝国データバンクが発表した2023年1月から12月の香川県内の企業の倒産は507件、前年比11.7%増となっております。利益が上がらない状況下で最低賃金が引き上げられ、労務費が増えますと販売価格へ反映しても、売上の減少へつながります。利益が削られる中では、新商品、サービスでの開発、販路の拡大など、将来への業容拡大への投資を減らさざるを得ません。最低賃金の引き上げだけが主な要因とは言えませんが、香川県の

中小企業には価格決定力を持つ企業は少ないです。すなわち、言い値で買っていただけるという企業の商品はありません。さまざまなコスト増加により、それが特に価格転嫁できない状況で販売不信となり、倒産が増えているのではないかと判断しております。また、先般、日本銀行の政策が転換され、金利が上昇局面に入りました。借入金の返済や社債の発行では、資金繰りに苦慮する企業も増えることが予想されています。

あらゆる企業で強制力を持って一律に適用される最低賃金につきましては、こうした状況を認識していただいた上で議論を進めなければなりません。使用者側委員としては経営実態と離れた大幅な引き上げとなることを憂慮しつつも、今年度の賃上げの結果、それから物価上昇の状況も勘案し、労働側委員の主張や公益委員の話にも真摯に対応して意見を述べてまいりました。専門部会においては、残念ながら労使間の意見が一致する見通しは立たないままでありましたが、そうした中で、公益委員から引き上げ額プラス 52 円が提示されました。引上げ額、引き上げ率とも過去最大、そして影響率も 21%を超えました。影響率はこれまで一桁台でありましたが、令和 4 年度に 13.2%となり、今年度は 21%を超えました。使用者側としては大きい痛みを伴うことは必至と認識しながらも、10 月 1 日発効を目指すという合意もいたしましたので、ギリギリのところまで歩み寄った形で、その引き上げた額に賛成し、結果的に全会一致となりました。

これはそれぞれの委員が平和的な解決を目指して真摯な姿勢により審議を尽くした結果だと受け止めております。

最後になりますが、今回答申されました最低賃金に関しましては、決定すれば周知活動を徹底いたします。また、影響率の大きさを鑑みるに、国や自治体からの、特に中小企業・小規模事業者に対しての適切な価格転嫁の取り組みの強化をはじめ、生産性向上や賃上げにつながる実効性のある支援をお願いしたいと考え、答申においても記述していただいている次第であります。

私から以上です。

○東会長代理

ほかに意見等はありませんか。

さきほど、香川県労働組合総連合 藤沢義輝事務局長から陳述いただきましたが、異議の内容といたしましては、

香川県労働組合総連合からは、

1 今年の最低賃金の引き上げ額プラス 52 円では、エネルギー・食品を中心とした生活必需品の急激な物価高騰に対応した金額とは到底言えない

今年の意見書において、昨年までの香川県最低賃金が急激な物価高騰に追いついていないことを示し、香川県消費者物価指数から試算し 100 円の引き上げを求めたが、消費者物価指数の高騰にも追いつかないプラス 52 円の 970 円とした理由は何か。それが答えられないのであれば再度、改定額の審議をやり直し、明確な理由を示して欲しい。

2 今年の最低賃金額改定の答申額は、最高額地域との格差を 2 円しか縮めないものであり、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとはいえ到底思えない。

賃金の低い地域から高い地域へ労働者・労働力の流出は続いており、このままでは少子高齢化・過疎化が進行し、地方の活力は著しく疲弊する。

地域ランク別に改定を目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できない。970 円とする答申では、最高額との格差を縮める観点での審議は行われたのか。

3 政府や厚生労働省に対し、香川の最低賃金と経済の活性化が結びつく具体的な改善意見や要望を再検討し、審議会委員の総意として付帯要望を再度答申して欲しい。

ということでした。

このことについて、労働者の立場から、その現状やあるべき姿に

ついでに、この考えを意見表明いただき、異議内容、理由を十分にお伺いしました。

また、労働者側委員、使用者側委員からもご意見を拝聴させていただきました。

当審議会におきましては、労働者側の委員から、物価上昇による最低賃金近傍で働く労働者の生活への影響、地域間格差の解消について強く主張されました。

また、使用者側の委員からは、賃上げの必要性は理解しつつも各種コストが上昇する中で、その上昇に見合う価格転嫁が出来ていない中小企業・小規模事業者の置かれている状況等が述べられまして、双方が譲歩の精神で何とか妥協点を探ったところですが、意見が一致しませんでした。

このため、労使の提示額などを踏まえて公益案を提示させていただき、全会一致でプラス52円ということで、答申いたしました。

申出者のご意見に理解できる部分もございますが、なおここで8月6日の答申内容を改めて変更させ得るものではないと考えます。

したがって、「令和6年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論にしたいと思っておりますが、各側の委員、この結論でご異議ございませんか。

(各委員より発言なし)

同意をいただきましたので、この旨、答申したいと思っております。

答申文につきましては、会長代理一任とさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(各委員より発言なし)

それでは、答申文を作成しますので、10分休憩とします。10時40分から再開します

【休憩】

○東会長代理

再開いたします。

それでは、事務局は答申文（案）を確認してもらってください。

**【各委員へ答申文（案）を配布し、同文書をオンライン共有】**

○東会長代理

事務局は答申文（案）を読み上げてください。

○賃金指導官

答申文（案）を読み上げます。

令和6年8月22日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会 会長代理 東 圭介

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月22日貴職から、8月6日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○東会長代理

ただ今の答申文（案）でよろしいですか。

（各委員より発言なし）

それでは、（案）をとって、答申いたします。

**【会長代理から労働局長へ答申文手交】**

○労働局長

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましては、審議の上、答申をいただきありがとうございました。

香川県最低賃金につきましては、先般8月6日に答申が取りまとめられ、本日、異議の申出につきましても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして、令和6年度の香川県最低賃金を決定させていただくべく、これから、改正決定の公示を行い、10月2日発行に向けて事務手続きを進めさせていただきます。

また、改正されました最低賃金額につきましては、引上げ額、引上げ率がともに過去最高となった中で、その周知とともに、履行確保のため助成金等の各種支援策につきましてあらためて広く周知に取り組んでまいります。

委員の皆様にも、今後ともお力添えをお願い申し上げますとともに、また、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

#### ○東会長代理

ありがとうございました。それでは、本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

#### ○賃金室長

本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、9月2日の官報公示を経て、10月2日法定発効という流れとなります。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました明日8月23日（金）の本審は開催いたしませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○東会長代理

今後、行政においては、最低賃金の広報及び履行確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者への支援等に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いいたします。

その他、事務局から何かございますか。

○賃金室長

この後事務連絡がありますので、委員の方々は残っていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○東会長代理

先ほど事務局から説明がありましたが、予備日として設けさせていただきました明日8月23日（金）の本審は開催いたしませんので、よろしくお願いいたします。

他にご発言等、ございませんか。

なければ、以上を持ちまして、第6回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――